会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成 28 年度第 1 回水戸市男女平等参画推進委員会専門部会 (就業支援, ワーク・ライフ・バランス部会)
- 2 開催日時 平成 28 年 10 月 13 日(木) 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
- 3 開催場所 みと文化交流プラザ5階ミーティングルームA
- 4 出席した者の氏名
- (1)委員 加藤祐一,長義行,小室正己,酒井はるみ,鹿倉よし江,高木圭二郎, 矢萩賢一
- (2) 事務局 石塚美也,篠原貴行,飯村久美
- 5 議題及び公開・非公開の別
- (1) 正副部会長の選任について(公開)
- (2) (仮称)水戸市女性の職業生活における活躍推進計画の策定について(公開)
- (3) その他(公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
- (1) 資料1 目次
- (2)資料2 推進計画(案)
- 9 発言内容

事務局

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、平成28年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会専門部会を始めます。

議事に入るまでの進行につきましては、私、男女平等参画課長_____ が務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、7名の委員の方に御出席いただいております。本専門部会は、会長の指名により、10名の委員を指名させていただき、委員の2分の1以上の出席があるため開かせていただきます。 (配布資料の確認) それではまず当専門部会の設置根拠について、事務局より御説明申し上げます。

事務局

基本計画の65ページ,水戸市男女平等参画基本条例第20条の3を御覧ください。 (中略)

前回の男女平等参画推進委員会において専門部会の設置が決定され、いくつか専門部会を作って、全委員の方が専門部会に入っていただくことになりました。そこで会長を中心に検討し、二つの部会に分かれていただくことになりました。一つは、3つの基本施策のうち、①はたらく場における男女平等参画の推進を議論いただく部会、もう一つは、③女性の就業支援を議論いただく部会でございます。基本施策②のワーク・ライフ・バランスにつきましては、どちらの部会でも関連がありますので、両方の部会で御検討をいただきます。そして、会長の指名により、本日お集まりの皆様は、「女性の就業支援とワーク・ライフ・バランスの推進」の部会(以後「就業支援、ワーク・ライフ・バランス部会」)の委員をお願いする次第でございます。

説明は以上です。

事務局

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いいたします。

それでは御意見がなければ、会議次第1、正副部会長の選任に移らせていただきます。

正副部会長の選任につきまして、皆様方にお諮りいたしたいと思います。いかがいたしましょうか。

(しばし, 沈黙)

なければ、事務局案といたしましては、部会長を<u>委員</u>、副部会長を<u>委員</u>にお願いしたいと存じますが、皆様いかがでございましょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、部会長に<u></u>委員、副部会長に<u></u>委員ということでどう ぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に、会議終了後に会議録を作成いたしますが、その署名人を___委員と___委員のお二人にお願いしたいと存じますが、皆様よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは 委員, 委員よろしくお願いいたします。

それではここからの議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。 部会長よろしくお願いいたします。

部会長

よろしくお願いいたします。それでは早速審議に入らせていただきたいと思います。会議次第 2の「水戸市女性の職業生活における活躍推進計画の策定について」,事務局から御説明をお願い いたします。

事務局

それでは、お手元の資料に沿って説明いたします。

まず、資料1を御覧ください。本日は、第3章の施策の展開の部分について御意見を頂くことになります。

お手元の、資料2を御覧ください。基本計画の3つの基本方針のうち、働く女性の活躍については、主に基本方針2に位置付けていることから、その部分を推進計画で重点化、迅速化していくものです。

(中略)

なお、下線の部分は、庁内の組織であります市長と全部長からなる男女平等参画推進本部において、重点化する項目として決定した事項です。

そして、具体的事業までは、基本計画で決まっているところです。その右の欄には、その更に 細目の事業について、現在各課で取組中の事業の内容及び新規で取り組む事業の内容が記載して あります。

部会長

現在の基本計画での取組や、他の自治体の例なども参考に、たたき台の案を作ったということです。皆様の御意見をお願いします。少し区切って資料の6ページのワーク・ライフ・バランスの推進というところからお話を進めていきましょう。

____委員

火曜日に、茨城労働局から経営者協会に、長時間労働削減の新しい「働き方改革」の要請がありました。時間外労働が、茨城県が全国で一番長いというデータがあるそうです。ただ、有給休暇はきちんと取っている。平日はしっかり働いて、その分休みもきちんと取得しているとのことなので、仕事に関しては残業してでもこなしていくという意識が強いと思います。

もう一つ,「男性は仕事,女性は家庭」という意識が強い県でもありますが,労働局長から言われたのが,長時間労働をしないような,あるいは,子育てを支援してくれるような企業が,採用にもプラスになるという時代に入っていますと。今までだと賃金などで就職,復帰を考えていたけれども,これからは,長時間労働が少ないとか,結婚して子育てにもちゃんと環境が整っているというところをアピールして人材を確保する時代に入ってきたのです。企業に話を持っていくときに,そういう視点を入れてPRしていくべきです。

委員

長時間労働が最大のネックです。定時に帰れれば保育所のお迎えもできるし、少なくともダブル保育のような状況が解消されます。男女平等参画課で、具体的にどのように企業と折衝してアナウンスしていくのかというのが、若干弱い気がします。男女平等参画推進の課でこのような労働問題をどうやって進めていけばよいのかと考えた時、この問題は、市役所全体で、関連部局との提携でやらないと進まないのではないかと思います。それから7ページで、市の発注公共工事の競争入札登録の際にここに加点をするということですが、担当部局で、そのことを周知していくべきです。

事務局

現在,次世代育成法に基づく子育で支援の計画を策定したところについては,加点をされております。女性活躍推進法に基づく部分についても,加点をしていくという取組です。

有資格者請負名簿というものがあります。競争入札に参加する資格は、工事の規模や難易度により点数が決まっており、発注する工事ごとに、何点以上の業者が参加できるというようになっています。その際、水戸市として推進したいものに対して主観数値で点数を加点する制度があり、例えば業者と防災協定の締結をしていれば15点、環境配慮をしていると何点、雇用対策の中で障害者を雇用していると何点を付与するというのがあります。その中に、今は、子育て支援に関しての一般事業主行動計画を策定している業者に5点加点しています。

____委員

決める時は一生懸命だったが、点数的には大きくない。

事務局

決めた時には、これが入っているということに大きな意味がありました。そこに今度は、女性 活躍の事業主行動計画を策定したところに加点を入れる方向で調整中です。

茨城県はワーク・ライフ・バランスの視点で加点をしています。本市でも、関連する課と連携を取りながら、加点を入れたいと思います。

副部長

先ほど、5点と言っていましたが、何点満点の5点でしょうか。

事務局

工事の規模や難易度により異なり、例えば、入札参加資格が客観評価と主観評価合わせて 800 点以上などとなっています。

部会長

水戸市は図書館を指定管理者制度にしました。中央図書館だけは残して,あとは全部指定管理制度。そこでも,そういった視点が入ってくるようになると,かなり利用しやすくなると思います。

___ 委員

7ページ下の目標数値のところで、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている、が10%台で、ここが1つ大きな問題です。ポイントは2つで、事業主教育と若年層教育だと考えます。若い世代というのは、本当に厳しい雇用環境にありますので、この人たちを守らないと、将来の子育て世代がやっていけません。また、「従業員数300人以下に、行動計画の策定を支援」をぜひ力を入れてやっていただきたい。

もう一つ、現場では有給を取っていいということが全くと言っていいほど知られていません。 有給というのは法律で認められた権利だというのを、私たち世代より上の方は当然のように知っ ていますが、若い人たちは知らない人が多いです。対外的に出ている有給取得率などは、実態と かけ離れた数値を出ているのかなと思います。私がいた中小企業では「有給取ったらシフト組め ない」という声が出るのが実態です。

部会長

どうしてもそれが、中小企業の現実だと思います。だから、女性活躍推進法で(義務となっている)301人以上についてだけでなく、300人以下についても(ワーク・ライフ・バランスを)やってくださいということですよね。水戸だったら、それに当てはまる企業はどれくらいあるのでしょうか。

事務局

水戸市内の事業所は13,000 くらいで、そのうち301人以上の事業主行動計画を義務化されているのが、茨城労働局からの情報ですと40程度ですので、99%以上が300人以下です。

____委員

まずは、情報発信が有効だと思います。____委員の労働局の御説明にありましたけれど、時代の流れとしまして、休もうよというような風土が茨城は進んでいるというのが、良いところです。 有給も使いつつ、育休も取れるということを知ってもらうことだと思います。

部会長

男女平等参画というところでのワーク・ライフ・バランスの視点というものが大切です。国が 決めた、県が決めたということではなくて、水戸ならではの視点もあると良いと思います。目標 の数値が出ていますが、現状の数値というのも必要だと思います。

____委員

マミートラックとは何でしょうか。

事務局

マミートラックとは、子どもを持つ女性の働き方の一つで、仕事と子育ての両立はできるものの、昇進・昇格とは縁遠いキャリアコースのことをいいます。

____委員

分かりました。あと一点、基本計画における目標指標、目標値待機児童ゼロを目標値に掲げた エビデンス(根拠)をお願いします。

事務局

これは、平成29年度までに実施する、総合計画での目標指標です。

委員

待機児童に関して、高橋市長のお話を聞く機会がありました。それによると、現在 220 人くらいの待機児童がいるけれど、平成 29 年度から 90 人の保育所規模、これを 3 軒新設するということで 3×90 人 270 人です。270 人の枠を作ってみんなそこに数的には入る。ところが今度は、「私も働きたい」と言って、また(保育所に預けたい)子どもたちが増えるので、待機児童ゼロにしても、また次の年は待機児童ができるということの繰り返しだとお話をされていました。

_委員

保育士さんも足りないと聞きます。

部会長

全国共通で、子育て支援研修が、去年から始まっています。それを受けると、保育士さんの補助的な仕事ができます。少しは保育士のカバーになると思います。

委員

現実的には、保育所も幼稚園も人がいないです。あと3年くらいすると、教育の現場だけではなくて、どこの業界でもみんな大量退職で大量若手採用です。ということは、若手の女性もどんどん増えます。ですから、小中学校の20代の女性教員がどんどん増えてくれば、当然産休育休になっていくわけです。ところが、産休育休をカバーする先生がいないです。

部会長

教員の免許の書換制度があり、10年間で更新しなくてはなりません。保育士は一生ものですけれども、教諭は全部受けるようなりました。時間もお金もかかるので、受けられない人が続出で、リスタートする時に資格がないという話になってしまいます。資格そのものがあっても、現場では更新していないと働き続けられない制度です。

____委員

免許が 10 年更新で、例えば 54~55 歳までできるけれども、60 いくつまでという方は少ないわけです。本当に講師がいないです。また、長時間労働も問題です。茨城県の校長会での調査によると、中学校の先生だと、7割くらいが部活の対応などで午前7時より前に学校に来ています。

部会長

自分のお子さんがいたら、預けてこられないですね。

__委員

小学校の教員も午前7時半には、ほとんど学校に来ています。仕事時間は、小学校の平均が12時間です。中学校で13時間です。一番多くて19時間という先生がいました。それに加え、土日の持ち帰りの時間を調べると、大変な長時間労働です。

主な取組のところの現状というのを読んだときに、数値も入っていて、すごく分かりやすいので、それ以降も数値で現状分析したほうがいいと思います。

事務局

現状については、数字の根拠とか、バックグラウンドや背景をはっきりさせないといけないと思っております。

事務局

先ほどの4月1日現在での待機児童数が123人です。去年の同じ時期平成27年の4月1日が158人でした。なかなか100を切れない現状です。水戸市第6次総合計画のマスタープランのほうには、目標値が、2017年度までに待機児童をゼロにするとなっております。

____委員

去年が民間保育所を3つ開設し、今年が小規模の19人からの小規模を5か所、それ以外に民間保育所を3か所270人、全部で360人ほど増え、待機児童はなくなるはず。しかし、子どもの数は、いつも一定ではないのです。民間保育所は定員一杯にするのが義務です。だから今まで定員を増やせなかったのは、民間保育所は、常に定員一杯でないと運営していけないからです。保育士の手当は去年より2%上げ、今年は月額4,500円上げて18万2千円くらいだと思います。

部会長

いずれにせよ、事業所の現状をより詳しく知る必要があると思います。 では、次に、キャリアアップ等への支援というところで御意見をお願いします。

委員

復職支援を重視してもいいのではないかと思います。一回離職をしてしまうともう戻れないというのではなくて、復職できるというものです。例えば、先ほどの公共工事の加点制度でも、市役所からアクションできると思うのです。復職支援に関する項目が何か1項目でも入ったほうがよいと思います。

委員

基本計画をつくる男女平等参画推進委員会のときに、課題として、復職支援や介護離職の復職 についての話が出ました。それで、プチ起業など講座を実施しましたけれども、それらを発展さ せていくのもよいと思います。また、この課で講演や講座などをやったとき、実際に就労するというところまでつなげる方策を考えていくべきだと思います。この課というより、労働政策の部署と連携して、育てる、雇用する、がつながった他の自治体の例も参考にして、取り組んでほしいです。

委員

先ほどの復職に関して、同じ会社への復職とか、同業種の同じグループへの再就職、復職というのがやりやすいと思います。全く違う業界に行って、新しいスキルがないとできないというのでは、なかなか企業も雇いにくい部分もあるし、経験も生かせない。

従業員が、子育てを経験して帰ってくると、経営者側の視点でいろいろと事業にも役立つアドバイスをしてくれるようになった例も聞きます。また、地方銀行では、お互いに再就職を斡旋するような機能を持っています。銀行員の女性が、結婚などで別のところに住んで復職したい時は、そこの地方銀行に就職できるという制度があります。復職という視点を重視したらよいと思います。

委員

中小企業のアンケートはとっているのですか。

事務局

はい。この基本計画を立てる前に、事業員 50 人以上の事業所を対象にアンケートをとっております。

委員

ジョブリターン制度を持っているところはありますか。

事務局

ジョブリターン制度は項目になかったです。今度の事業所向け調査においては、そういう項目を入れたいと思います。次の基本計画策定に向け、2018 年か 2019 年に事業所にアンケートをしますので、復職の視点も入れていきたいと思います。

委員

別の視点からお話を一つ申し上げたいのが、貧困層のセーフティーネットという視点でございます。13ページに、「ひとり親家庭の高卒認定試験受験の費用の一部支給など、学び直しの支援」とありまして、斬新だと感じました。ひとり親、シングルマザーを支援すべきだと思っております。具体策として、DV相談や女性相談にかなり県警は力を入れていますので、ファーストステップとして、市役所と女性担当職員との意見交換会みたいなものがあるとよいと思います。

委員

私が関わった、ひとり親世帯の人たちが、今から勉強するのかなと感じます。

事務局

この事業は、現在、要綱を作っている新しい事業です。今まさに制度設計している段階です。

委員

仕事がなく、DV被害を受け、ダブル・トリプルで苦しんでいる人が実際にいる現実があります。 そこは、セーフティーネットを関係機関と連携して行い、社会全体で貧しい苦しみをなくして、 それが子育てにつながって、女性支援だけじゃなく、次の世代への支援につながっていくというの が大切です。

委員

生活困窮者自立支援法ができて、それで随分変わりました。小学校から学力遅滞を救済するために、その法律を使って、教育塾のような小さいものをやっています。高卒の免許がなければどこにも就職できない、ここはやっぱり男女平等参画ですから、子どもの親たちをどうするかという視点はやはり押さえておかなくてはいけないと思います。

部会長

他にはいかがでしょうか。もしないようでしたら、たくさん皆さんから御意見を頂きましたので、今日はこれで閉じたいと思います。

事務局

次の開催ですが、もし日程調整がつかないようであれば、申し訳ありませんが、御意見について文書でのやり取りで意見徴収をさせていただくという方法でよろしいでしょうか。

部会長

それでは、報告につきましてはそのようにさせていただきます。本日予定されていた議事については全て終了いたしました。

御意見がなければ、以上をもちまして平成28年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会専門部会を終了いたします。ありがとうございました。